

学校における感染症について（通知）

学校において予防すべき感染症にかかっている、またはかかっていると疑われる期間は、学校保健安全法第 19 条により出席停止扱いになります。治癒後、登校される時に別紙（2 枚目）の書類に医師の証明を受けて、担任まで提出して下さい。

出席停止の場合は、欠席日数には加算されませんので十分に休養してください。

参考資料

学校において予防すべき感染症

第 1 種	エボラ出血熱 痘そう ペスト ラッサ熱 ジフテリア 鳥インフルエンザ (H5N1) 新感染症	クリミア・コンゴ出血熱 南米出血熱 マールブルグ病 急性灰白髄炎（ポリオ） 重症急性呼吸器症候群（SARS）	出席停止期間は、 <u>治癒するまで</u> 。
第 2 種	インフルエンザ 麻疹 流行性耳下腺炎 咽頭結膜熱 髄膜炎菌性髄膜炎	百日咳 風しん 水痘（水ぼうそう） 結核	出席停止期間は、各疾患で決められているが、病状に応じて医師が判断する期間まで。
第 3 種	コレラ 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス 流行性角結膜炎 その他の感染症（医師の判断による）	細菌性赤痢 パラチフス 急性出血性結膜炎	出席停止期間は、 <u>病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで</u> 。

☆感染性胃腸炎は医師の判断により他人に感染させるおそれがある場合、第 3 種のその他の感染症に該当します。

令和 年 月 日

富山県立砺波工業高等学校長 殿

医療機関名

医 師 名

学校において予防すべき感染症について（通知）

下記の者は、学校保健安全法施行規則第19条の基準に達したので、学校への出席はさしつかえないと認めます。

記

1 氏 名 H 番 氏名

2 病 名

3 初 診 令和 年 月 日

4 登校許可日 令和 年 月 日から

5 指示・指導事項
